

意見見陳述（一）

陳述者 妹尾美喜夫

各被告人を代表し、五月二六日から本件事件に至るまでの事実経過を述べたいと思う。

第一、はじめに

鈴木建設興業とは、暴力団淡熊組系天梅会鈴木組の表向きの姿であり、あいりん総合センターに求人に来る建設業者の組織体であるあいりん建設業者親睦会の初代会長として、さらには四五年十月一日あいりん総合センターがオープンした時に大阪府労働部が全港灣労組建設支部等の多くの反対、とりわけ大阪府警の反対をも押し切って創設した就労正常化指導員（いわゆる青腕章）の一人として、釜ヶ崎においては誰一人として知らない者はいない札つきの悪徳業者である。

すなわち仕事の内容、賃金、食事等の労働条件が極めて劣悪であるのに付け加えて、条件違反は日常茶飯事であった。しかもそれらに対して抗議あるいは反抗する労働者

働者に対しては、暴力団鈴木組の本性をさらけ出し、暴力によって威圧してきたのである。

この鈴木組が過去犯してきた罪業の数々は、五月二八日、センターに襲撃をかけてきた時に、多くの労働者が反発・抵抗し、組長鈴木正九郎にセンター中央で自己批判を迫った事でも明らかであろうし、同時に、鈴木組に苦汁をなめさせられた労働者がいかに多いかということを知ることができる。

第二、被告らを含めた労働者に対する就労条件違反と暴行監禁事件（五月二六日午前）について

被告らは四七年五月二六日午前六時四〇分頃、就労する意思をもって鈴木建設興業のマイクロスバスに乗り込んだ。その時の就労条件は、職種が町や土工、日当二四〇〇円、食事、日雇健保、失保有、帰りの際の送り無しであった。なお、その二四〇〇円という日当は、当時のセンターに求人にくる業者の平均から一〇〇円か二〇〇円安いものであり、二五〇〇円が相場であった。そして現場は「市内」ということであった。

七時頃、センターを出発したマイクロスバスは七時二五分頃、大阪市東住吉区杭全町にある鈴木建設興業の事務

所についた。運転手の指示により、全員マイクロバスから降りてしばらくすると社長の鈴木正九郎が出て来て、直行で来ており現場を一つずつ与えられている労働者に被告ら日雇労働者を二名ずつ割り当てようとした。

それに対して、仲間の一人が「我々は仲間であつたので、一つの現場で働かないか」という風に聞いた。鈴木正九郎はそれに対して「二人ずつバラバラだ、そんな大きい現場はない。お前ら一体何しに来たんや。ガタガタしに来たんか」と言った。

現場を割り振りする過程で、東大阪市の鴻池新田の現場を指定された労働者が「大阪市内の現場はないんか」と聞き返すと、「お前ちょっと待って。他の現場にまわすから」と言つて更に他の者の割り振りを始めた。そして社長は大声で、今度は、「奈良の西大寺に二人行つてくれ」と言うのである。

それに対して我々は、「西大寺とか鴻池新田は大阪市内ではないやないか。明らかに契約違反や」と一斉に抗議すると同時に、被告の一人でもある持永氏が、あいりん総合センターにおける求人窓口である西成労働福祉センターに鈴木組の当日の条件を確める為に電話をしに行つた。

我々のその時の抗議に対して鈴木正九郎は「奈良市内も大阪市内も、市内にかりやないやないか」と、理屈にもならない理屈で居直つた。要するに西大寺も奈良「市内」のうちやないか、ということであらう。

そのうちに持永氏が電話をかけ終えて戻つてきて、「今日の鈴木組の求人はヤミ求人だ」と言つた。つまりセンターで求人する業者は、毎日そのつどその求人を届け出ることになつてゐるにもかかわらず、鈴木組は前日の求人票で、つまり二五日以前の求人票で二六日の求人をしてゐたわけである。

すると鈴木正九郎は、「ガタガタ言ふな。お前ら現場でモメ事起すと承知せんぞ。早よう仕事に行け」と非常に激しい調子で再度居直つてきた。

それに対して誰かが、「承知せんぞとはどういうことや」と聞いたところ、鈴木正九郎は、「こいつらを直行の者と別にして、一人も帰しちゃいかん。見張りをつけとけ」とそばにいた社員、つまり鈴木組組員六名ほどに命令した。

ある者は腕をつかまれたりして、事務所から六メートルほど離れた所にある駐車場に我々全員押し込められた。さらに、鈴木正九郎は組員二人に、事務所から外に出る

唯一の通路に見張りとして立たせたため、我々は完全に包囲・監禁された状態になった。

我々は鈴木組がヤクザである以上、何をしてくるかわからないため、ひとまずいいなりになったのである。

その間に鈴木正九郎は再び事務所に入って、自らがその日の求人を確認するために、西成労働福祉センターに大声で電話していたが、そのもれ聞こえた声によると、「ワシの所は前からこんなやり方でやっている。お前らセンターがガタガタ言うと、今後親睦会はセンターを通して求人せん」と暴論を吐いており、さらに電話を受けている職員に対しては「お前、名前は何言うんや」と恫喝を加えていた。

後からその時に応対した職員に聞いた話によると、鈴木正九郎は求人ピラのこと「今日、俺の所は求人ピラを出しているやないか」と言っている。

ところが実際は、その日の求人票は出していない。センターの職員が、鈴木組のように当日の求人票を出さない業者が多いのでその日の統計をとるためにも車を見回って、鈴木組の求人内容をチェックしただけなのである。そのことを知っていたので、そのことをもって「オレの所は手続きしている」という風に言ったのである。

もっと重大なことは、その職員が、「現場が西大寺であるなら、条件違反であり、違反である以上は当然労働者に休業補償を支払うべきだ」と鈴木正九郎に答えた、と話していることである。

電話をかけ終え、鈴木正九郎が事務所から出て来て、「お前らのリーダーは誰や」と聞くので、相談のうえ一名を代表をたてると二人は事務所に伴い、大声で話し合うのが聞こえた。

結局我々は、鈴木組に屈した形となり、条件違反にもかかわらず仕事をする事になった。その時の現場は、泉北ニュータウン、東住吉区の何処か、鴻池新田、そして奈良の西大寺、これは日本住宅公団平城ニュータウンの現場であった。

その西大寺の現場には僕も行かされたが、西大寺といっても近鉄西大寺駅からバスに乗り、さらに歩いて十分という山の中の現場であった。大阪市内でもないただの山の中なのである。

もっと問題なのは、日本住宅公団というような公営企業体にも鈴木組のようなヤクザが入りこんでいること、逆に言うならば、公団住宅でさえも、その建設の際にはヤクザを使わないと仕事ができないという日本の建設産

案の現実であろう。

第三、労働者二名に対する、鈴木組の報復行為（二六日

夕刻、二七日早朝）について。

鴻池新田の現場を割り当てられた仲間の二人が、鴻池新田のような遠い所は帰るのに遅くなると言うことで、二人で相談のうえ、直行の労働者に「俺達は帰るから」と告げて帰った事から新たな問題が発生した。

現場に行かず帰ること―我々はトンコと呼んでいるが―は決してせめられるべき筋合いはない。そもそも不当に現場を割り当てられ、その日の賃金はおろか交通費さえも受け取っておらず、労働基準法第一五条二項に明示されるように労働者による即時の契約解除なのである。

しかしそのことが鈴木組にしてみれば「メンツ」をつぶされたということになる。

あいりん総合センターは夕刻になれば、夜勤の求人に色々な車が集つてきたり、また飯場の手配をするために下請や人夫出しの車が集まってくる。鴻池新田の現場から帰ってきた労働者は、当然その日のドヤ銭、食事代にも困るから、夜勤の仕事を探しにセンターに出ていた。

鈴木組はちょうどこの日は就労正常化指導員（青腕章

＝センターのシャッターしめが主な仕事の一つ）の当番の日であったため、その労働者がつかまり、鈴木組の事務所にラチされ、そして暴行を受けたのである。

そのことについては被害者橋野勲氏が、その事件を大阪地方検察庁に告訴した際提出した、弁護人の作成にかかる陳述書があるので、それで代えたいと思う。

陳述書 橋野 勲

事実経過（一） 略

事実経過（二）―以下要旨―

夜勤仕事を探しに四時頃あいりん総合センターに行きました。五時半頃、本船の間口運輸のバスが来たが乗り切れず、仕事にアブレてしまった。センターの付近をブラブラしていると、いつものとおり六時にセンターのシャッターが閉まり出した。

その時私はセンター北側の電話ボックスの前に立っていたが、一メートル七〇ぐらい、やせ型、細いズボン、クリーム色のカーディガン、銀ぶちのうすい色のサングラスをかけた男が、「西成署の者だ、ちょっと来い」といい、私の腕とエリ首をつかみ、あと三メートル位に閉りかかったシャッターの内側、つまりセンターの内側へ突きとばされた。

その中では三人が待ちかまえており、一人は私の胸ぐらをつかみ、一人は腕をかかえ込み、一人は前に立ちふさがって来た。そして、「こいつは今朝来た『赤のグループ』の一人や。つかまえて事務所に連れて行け」などと言う。

私は身の危険を感じ、二人の手を振りはらって、センターの中を南の方へ約三〇メートル走って逃げました。しかしそこには手配師ふうの男が二人おり、一人が手に持っていたトランジスタラジオで、私の右マブタ下を突くようになぐりつけた。私は再びそこでつかまり、「何故逃げるんや、悪いこと、トンコしたから逃げるんやろ」などと、一番最初に私をつかまえ、「西成署の者だ」と言った男が言った。トランジスタラジオでなぐった男は「ラジオがこわれた、弁償しろ、どうしてくれるんや」と言っ手拳で私の腹を殴りました。

それから最初つかまった時と同じ態勢で、私はセンター南側通路を小走りに連れていかれた。センターを出た所には、白っぽい軽乗用車が止めてあり、頭から押し込められるようにして後部座席左側に座らされた。私の右に座った男は、後で名前が判ったのですが、二八日朝の暴行事件で逮捕された韓という男でした。

運転手はうす青色のジャンパーつまり、自衛隊の制服によく似ており右翼が着る制服のような服を着ており、その服の肩には「南西会組長」とぬい取りがしてあった。走っている車の中で韓は、「オヤジにあやまったらカンニンしてやるが、あやまらんかったら足腰立たんようにして、半殺しにして生駒山に連れていかれる場合があるぞ」と私をおどしました。

車は朝来た同じ事務所の入口の前で止まり、韓は私の胸ぐらをつかみ「おりろ」と言うので、私は従った。

車から降りると、事務所の中から顔の青白い二五、六才で背の高いやせた男Aが出てきて、運転手に耳打ちし、又中に入った。

私は入口の所まで連れていかれ、運転手に頭を事務所の中へ押し込まれるようにしてのぞかせられました。

中には二人の男がソファに座っており、運転手のいうことには警察官ということだった。私は韓に胸ぐらをつかまれたまま、今度は駐車場中央に連れて行かれ、運転手に、「お前らのやっていることは全て判ってるんや、オヤジにあやまって早よ帰してもらえ」などと言われた。警察官という二人の男が帰ると、事務所からAが「連れて来いや」と声をかけたので、私は事務所に連れ込ま

れた。その時事務所の入口の前にはいつ何処から来たかは判らないが、運転手と同じ制服を着た男二人が木刀を持ち立っていた。

私は左の方にある一人用ソファに韓に座らされた。

韓は机の所にいた体格のいい男Bに「アニキ、一人つかまえてまいりました。」と言い、その体格のいい男Bは「ごくろうやったの」と答えていた。

韓は木刀を持って、机をはさんだ私の向かい側の一人用ソファに座った。Bは私の右側の三人用ソファ中央に座った。

Bは「社長は今おらんから、帰ってくるまで座っとけ」と私に命じ、韓は座ったまま木刀を磨くような格好をしながら「お前らのやることはキタナイ、筋が通ってない。お前らの首謀者は誰や、それを吐くまではキツチリヤキを入れる。ウデも足もバラバラにしてやる」と言う。Bは、「うちの若い者は命知らずのものがゴロゴロしている。お前らが西成へ帰ってもここは秘密警察みたいなどころやから、何処へ行っても逃げられんぞ。お前らの組織は何を目的にしてやってるんや。情報によれば、親睦会をつぶしにかかっているらしいが、それはワシらが絶対にさせんぞ」

「もしつぶしにかかっているんやったら、お前らの仲間一人一人をここに連れてきて、きっちり足腰立たんようにしてやる」などと言ひ、「お前は組織の中のものか、それともただのアンコか」と聞いたので、私は「普通のアンコです」と答えた。

事務所に入ってから二〇分程たって電話がかかり、社長がすぐ帰ってくることが判った。しかしまだまだBは「お前ら集団で手配師・土建屋をつぶしにかかっているやろ」「ここの鈴木を何と思とるんや」などと言う。しかし韓はBに「アニキ、こんな奴の言うこと聞いてたらあかんやないか、ワシがいてもたう」と言い、私の後ろに来て「立ってみい、ナメとんのか」と言い、私は立つと韓は私の背中を木刀でなぐりつけた。その時入口の外に立っていた例の制服を着た男二人がドアを開けて、韓に「どないしたんや」と聞いた。韓は「こいつは今朝の赤のグループや」と答えると、二人の内一人が木刀を下に落として私の胸ぐらをつかみ、向って右顔面を三回なぐりつけてきた。

そうこうしているうちに八時半頃、社長が帰って来て、事務所に入ってきた。社長はBの座っていた所に座り、Bは机のいすにこちらを向いて座った。

社長は、「お前、何で帰ったんか。金もらって帰ったんか。金をもろうてトンコしとったんやったらしようちせんぞ」と私に言ったので私は「金はもらわずに帰りました」と答えた。社長は「持永とか九とかいいうのは何者や、あれは釜でどれだけの顔役や、あんな者にそそのかされてついて行ったら警察につかまるぞ」

「お前、一〇日契約で飯場に入れ、入って働け、悪いようにせん」とも言った。

私には荷物もあるし、そういうわけにはいかなかったので断った。すると社長は席を立ち、事務所の外へ出て行ったが、韓は私の左側に座り替えて「お前は一〇日契約で働けと社長が言うのに何で断ったか、社長に無礼だぞ」と言い、座ったままで、「コラ、コラ、どういう顔じゃ」と言いながら木刀で私の右胸を何回もつついてきたが私は黙っていた。

又社長が入って来て、同じ所に座り、Bが社長のそばに歩みより、Bは社長に「赤のグループの首謀者じゃないか」と私のことを話し、私に向つては「コラッ、お前の首切つたらか」「お前と今から生駒山へ行ってサシで勝負してキツチリヤキを入れてカタにはめてやろうか」と言ったところ、社長は「もういい、お前は明日の朝、

今日来た者を全部つれて、センターのマイクロボスの所へ来てガン首並べてあやまつたらもう何もなかったことにして水に流してやるから、明日必ずあやまりに來い」「もう帰れ」と言い、やっと私は自由に事務所を出ることができた。しかし事務所を少し出た所で韓は、私の胸ぐらをつかみ、向つて右顔面を二発殴り、「明日あやまりに來い、勝手に帰れ」と言い、やっと一人になることができた。表の道路に出て、すぐタクシーを止め、釜ヶ崎に戻つたのはもう一〇時頃だった。」

右の事情が、当日鴻池の現場を不当に割り当てられ、トンコして、鈴木組の事務所にラチされたときのものである。しかしながら、鈴木組はこれにあき足らず、翌五月二十七日にも更に一人の労働者、被告の一人水野氏をセンターにおいてラチしようとして未遂に終っている。

これも同じく告訴の爲の陳述書があるのでそれに代えたいと思う。

『陳述書(要旨)』

水野照明

五月二十七日、六時少し前に起きて、仕事に行こうと思ひあいりん総合センターに行った。六時頃センターにつ

いたが適当な仕事が無く、七時二〇分頃、便所に入つて帰ろうとしたら、センターの中央の方で何百人かの労働者が、「ケタオチ帰れ」等と叫び、一台の車を追い出そうとしていた。

その場に居あわせた友人に事情を聞いたが、知らないということなので、帰ろうとして南口の方へ歩き出した。前日仕事に行つて条件違反でもめた鈴木組のボウズ頭の手配師が、私の前に立ちふさがり、「兄ちゃん、ちよつときてや」「あんた昨日来たやろ」と言つて私のウデを押さえた。

同時にうしろから若い男が走つてきて、もう一方のウデをつかみ、センター西側路上にひっぱりだそうとした。私は、「なんでいかなあかんのや」と言つてもめていると、その西側路上に乗用車がとまり、中から後部ドアが開けられ、何人かが私の方にはしつてきて両うでをつかんだ二人と共に、車の中に押し込めうとして、まずボウズ頭の手配師が乗り込み、私のうでを引っ張り何人かが後ろから押してきた。

私は車の外ワクに手をかけ、足を車体の下にかけて抵抗していると、センター北側の方から「ワッ」という声がして、多くの人が走つてきたので、その乗用車は急い

で逃げ出した。私は多くの労働者と共に、車に乗り遅れた二人を追つて南の方に追いかけたが…… 以上

このように鈴木組はたんだんと、自ら条件違反を犯しておきながら、それに抗議する者にはヤクザとしての本性をむき出しに断固報復する計画を着々と実行していたのである。

第四、野鳥の会事務所に対する襲撃事件（五月二十七日夕刻、二八日早朝）などについて。

そしてその夜、鈴木組は釜ヶ崎で活動する多くの団体が共同事務所として、連絡、集まりなどに使用している野鳥の会に襲撃をかけている。

六月二六日付朝日新聞夕刊によれば

「鈴木はトラブルのけりをつけようと同月二七日午後六時半ごろ、東住吉区杭全町の同建設興業杭全営業所に木刀五、六本を集め、乗用車三台に社員や友好団体の六人と分乗、トラブルの相手側の『愛隣地区野鳥の会』の事務所のある西成区東田町のアパートへ押しかけ、さらに翌二八日午前四時半頃にも同営業所に数人を集め、車二台で再び同アパートへ押しかけた疑い。二回ともだれ

もおらず引揚げた」

とある。直接目撃したものがおらず、その詳しい状況を知ることができないが、二六日夕刻橋野勲氏をラチし、二七日早朝水野照明氏をラチしようとしたことから併せ考えると、組のメンツをかけ、さらにラチしようとしたものであることは容易に想像できよう。

このような鈴木組の一連の行動は異様と呼んでふさわしい。逆に言えば、条件違反に断固抗議するという我々にとって極く当然な事が、鈴木組にとっては死活に関わる大問題として写ったということであり、同時に、鈴木組がこれまでどれだけ多くの条件違反、暴力等の悪業の限りをつくしてきたか思い知れるというものだ。

同日午後一〇時頃、事件当時住んでいたセンター近くのアパート「美鈴荘」に帰った私は、同じアパートに住むヤクザの事情に詳しい人から、「今鈴木組の者が来ている。今二階に上っているが、髪長い若い奴を捜している」と言っていた。あんたらの事と違うか」と告げられた。

私は美鈴荘には妻子と共に住んでおり、この間の一連の鈴木組のやり口から考えて、妻子にも危害が及ぶと判断し、ひとまずすぐ近くの友人が住む鎌田アパートに妻

子共々身を移した。

しかし、鎌田アパートは近すぎるため危険であると考え、さらに眠っている子供を抱き少し離れた別の友人へ避難したのである。

おそらく美鈴荘に現れた鈴木組々員は、野鳥の会襲撃が果たせなかったため、三時間以上にわたって釜ヶ崎を我々を捜すために歩き回ったのであろう。

右のとおり陳述した。

昭和四八年九月一三日

労務者渡世・寺島珠雄編輯

釜ヶ崎で発行の雑誌「労務者渡世」の創刊号から一二号までを一冊にまとめた本 風媒社刊

釜ヶ崎ストーリー
地図にない町を知る本

釜ヶ崎の最新情報満載の必読の書・季刊元気マガジン第六号として発刊 ブレーンセンター刊

意見見陳述（二）

陳述者 水野照明

各被告人を代表し、五月二八日事件当日の状況について現在の段階で我々が述べることでできる事実を述べたいと思う。

既に述べられた様に、鈴木組の条件違反に抗議した労働者が二人も襲われた事に対し、我々は労働者に鈴木組の暴力を訴え、又労働者が同じ様な目にあわないための忠告をするためビラをまくことにした。しかし二人の労働者が襲われた事を考えると、五月二六日に働きに行った労働者は、バラバラにいろいろ総合センターに行くと又鈴木組が前日、前々日のように待ち受けていて襲う可能性があるので、知り合いの多くの労働者に呼びかけ、センターに行く前にセンター近くの四条ヶ辻公園に集まって行くことにした。これならたとえ鈴木組が襲いかかってきても労働者の団結した力で守り切れると思ったからだ。

五月二八日朝六時頃、四条ヶ辻公園に三〇人近くの労働者が集まったのでセンターに行った。センター南側からみんなビラをまきながら、北の端までまとまって歩いていくと北の少し手前のいつものところに、鈴木組のマイクロバスが止っていたので、一人がハンドマイクを持って、その前で鈴木組の暴力、暴行、あくらつき、ピンハネぶりを労働者に訴えようとした。多くの労働者がその話を聞こうとした時、いきなりマイクロバスの前にいた鈴木組の社長が、「またこいつら来やがった、いてまえ」と叫び、マイクロバスの中に入り、長さ一メートルぐらいのツルハシの柄らしきものを持ち出し、マイクを持った労働者になぐりかかってきた。ハンドマイクを持った労働者の話を聞こうとした労働者は、鈴木組の社長の突然の襲撃に一瞬おどろきながらも、すぐさまとりおさえ、再三にわたる労働者への暴行に抗議し、謝罪を要求した。

しかし、鈴木組の日頃からの悪どさぶりは多くの労働者に被害を与えており、センターにいた労働者のほとんどが集まってきて、又実際に被害を受けた労働者が、いままでは鈴木組という暴力団の暴力の前にいいたいこともいえず泣き寝入りしていた労働者が次から次へと表れて、社長につめより、全体として社長に対する糾弾の場

となった。最初は居直つていた社長も、次から次へとあらわれる被害をうけた労働者の糾弾と、又、圧倒的な労働者の怒りの前に謝罪せざるを得なくなった。

その時、今までじつと遠くで見ているだけで何もしなかった警察官が、いきなり労働者の輪の中に入ってきて、労働者の抗議に耳をかさずに鈴木組の社長を無理矢理連れていってしまった。

その直後、センター北側にいた労働者に、いきなり鈴木組の人間と思われる若い三、四人の男が木刀らしきものを振りまわして殴り込んできたが、警察官と労働者に追われるや、逃げ出し、一人が警察官によって逮捕されるに至った。

この騒ぎが一段落したあと、センター北側で鈴木組に暴行された労働者を中心に、鈴木組の悪徳ぶりを暴露し、糾弾する集会がもたれた。労働者からは多くの被害例や抗議の声が上り、又これまでこうした暴力団を野放しにしていた西成署、大阪府警や大阪市、大阪府等の行政への抗議の集会となり、ある程度それが続けられた。

集会終了後、我々はまたまとまって四条ヶ辻公園に引きあげた。

尚、当日の客観的な参考資料として翌日の読売新聞を

読み上たいと思う。四七年五月二九日の読売新聞の社会面に載った記事で、「早朝の乱闘」という欄に載っている事実である。

「午前六時一五分ごろ、西成区西入船三、愛隣総合センター北の道路で、全港湾建設支部西成分会員の上村九十九浪さんら三人が『暴力手配師を許すな』と書いたビラを配り、マイクで演説していると、いつも求人にくる東住吉区杭全町一七三、鈴木建設興業の鈴木正九郎会長（三九）（暴力団淡熊会系天梅会組員）ら四人が乗用車で乗りつけ、工事用のプラスチック製のパイプやこん棒でなぐりかかった。」

と書いてある。ところが読売新聞は、次の日の新聞にこの様な事実を書きながら、我々が逮捕されるやいなや、我々が最初から鈴木組を襲ったかのように書き直している。これは、やはりマスコミと警察との何らかの腹黒い意図があることを感じざるを得ない。

現在の段階では、我々の述べる事実はこの程度だが、詳しい事実は今後の証拠調べ、その他の中ではつきりと我々の正当性を表明していきたいと思う。

右のとおり陳述した。

意見見陳述 (二)

陳述者 宮崎崎止正

各被告人を代表して、いかにズサンかつ不当な捜査がなされたかについて述べたいと思う。陳述の主旨は次のとおりである。

主旨の一、警察権力西成署は本件犯人をデッチ上げるために逮捕・拘留し、供述を強い、それを証拠といつわったうえに、一種の作文性のもとに本件捜査を行なっている。

主旨の二、この作文における犯人は、われわれ労働者であつて、決して暴力団手配師鈴木組ではない。

もし警察権力が真に暴力団手配師を取締ろうとするならば鈴木組の他にも存在する暴力団手配師を今なお放置して何ら手をつけることもない事實は容認できないし、本件事件発生前にそもそも暴力団手配師鈴木組が釜ヶ崎において横行することができたことそのものが一つの謎とされなければならない。

第一、暴力団手配師鈴木組に対して、まず警察は鈴木組の側に立ち、鈴木組の味方となつてたちあらわれた。

五月二八日午前七時頃、西成署員は鈴木正九郎を治療のため大和中央病院へ連れて行き、そこで逃がしてしまつた。

この事は暴力団鈴木組会長鈴木正九郎に対して何らの嫌疑もかけられていず、釜ヶ崎で何か問題が発生すれば、全て労働者が悪いという日常的に行われてきた判断を示しているとともに、そのような判断は本件捜査の中にも貫かれていたのである。

暴力団鈴木組に対して六月二六日強制捜査がなされたが、釜ヶ崎で手配師に対しての捜査は十年ぶりであると新聞にも嘲笑されたように、全く名目的捜査でしかなかった。これは西成署にとって、労働者による鈴木組への抗議という場から鈴木正九郎を救い出すこと、暴力団を庇護すること、暴力団と信頼・ゆ着関係を取結び続ける方が一層重要視されていたのである。

第二、西成署内部の結束が強化され、西成署の報道管制が強化された。

五月二十九日付朝日新聞朝刊に、小野迪雄防犯コーナー長の談話が次のように紹介されている。

「ヤミ手配師が求人会社の社員として連絡員腕章をつてくれば手の打ちようはない。とくに労働者とのトラブルは就労現場より仕事先の方が多く、労働者にそのつど届け出てもらう以外、取締まりの方法はない。／もちろんそれ以前に、求人業者に対し悪質な手配師などを連絡員にしないように行政的な指導が必要だ」

ここで問題なのは、労働者がそのつど届け出た場合、西成署が誠実に受けつけたことがあっただろうか？ あつたとすれば何件受けつけたか？ そして悪質な手配師などを連絡員にしないなどといった、愛隣総合センターにおける就労正常化指導員は鈴木組組員を含む暴力団より成り立っていた、という点は今おくとして、この談話の主旨は、釜ヶ崎を改善しようという主旨であることまちがいない。

あれ程までにあくどい西成署員さえが釜ヶ崎の改善を手配師、求人業者、行政などに訴えざるを得なかったのである。

だがこうした署内での多少とも個人的談話は以後はみられなくなった。

同じく五月二十九日付朝日新聞朝刊にも和田良知大阪府労働部次長の話がかつており、いろいろ改善について寝言を言っているが、現在の釜ヶ崎においては、それらが必要とされていることは、関係者一同にとつて周知のことでありながら、こうした発言も次第に消えていったのである。

五月二十九日付毎日新聞朝刊は事件を次のように報道している。

「新左翼系の労務者約十人と求人に来た東住吉区杭全町一七三鈴木建設興業の鈴木正九郎会長（三九）が口論、同興業の手配師西原こと韓誠（二〇）ら数人が木刀や棒で新左翼系労務者になぐりかかった。」

ここではいわゆる「新左翼系労務者」なるものがわれわれであるらしいが、われわれはなぐりかかられた被害者であることがこの新聞で言われている。

その他の新聞にもこの事件はこのように報道されている場合が多かった。

「手配師が木刀を持ってなぐりかかってきた」

「手配師らが乗用車から木刀、つるはしの柄などを取り出して労働者に襲いかかった。」等々である。

だが、これらは過激派、過激派学生、赤軍派などとい

うキャンペーンにすぐ変えられてしまった。われわれが逮捕されるやいなや、あたかも過激派労働者、いや過激派、革命の拠点づくり学生が乱闘したということになり、「双方とも木刀、こん棒をふるって乱闘になり」（朝日新聞六月二八日付夕刊）ということに変わった。また、毎日新聞六月二八日付夕刊では、「鈴木正九郎（三九）川指名手配中川や鈴木弟正六さん（三六）らにカナヅチ、こん棒などでなぐりかかった」に変わったのである。こうした報道管制がなされた、ということである。

第三、こうした中で、鈴木組にラチされ、またラチされようとした橋野勲君や水野照明君が、鈴木組を告訴しているにもかかわらず、逮捕されたのである。西成署発表を載せ続けてきた新聞は、最初はいくらかでも自由に事件を描写したが、次にどんな自由もなく報道管制の下でしぼりあげられ、ついに、このことを西成署は利用することができるまでに至った。

今や彼ら両人が実は被害者なのだということは陰べいされてしまっている。

いや、なぐりかかられたいわゆる「新左翼系労働者も被害者」とは誰も信じないという作文能力を、西成署は

すぐれた作文能力をもってわれわれに見せている、と言うべきであろう。

第四、デッチ上げに酔った西成警察、大阪府警は、兇器準備集合罪までつけて、七月八日の第二次逮捕を行った。

だがこの兇器準備集合罪はついに立証することができなかった。何故か？

彼らには事件の写真があるのか、事件現場における証拠物品を何かあげることができるのか？ 兇器準備集合罪を立証できなかったのは、兇器準備集合罪まで付け加えて作文を練ろうという虫の良すぎる意図が破綻したのと、すなわち被疑事実なるものが全ては西成署大阪府警の意図のもとに成り立っていることを示している。

彼らは労働者をおどしたりすかしたりして、逮捕によつて供述させることによって、自己の意図、作文を証拠とし始めるといふ最も破廉恥な手を使ったのである。

第五、だがそれは逮捕後の供述だけによるのではなく、

逮捕後の供述だけによるのではなく、何でもいから逮捕、別件でもデッチ上げでもいいから逮捕しよう

という努力のあとを見ることができると。

その一例として、本件事件直後の五月三十一日、地下鉄内で起こった私服警官による暴行事件を上げることができる。その事実経過を、告訴するために弁護士が作成した西原功君の陳述書で代える。

『陳述書 西原 功』

五月三十一日、鈴木組の件で、愛隣総合センター内においてピラをまき、集会を終えたのは六時四〇分頃でした。センターの二階へ上り、食事を皆で取っていると、すぐ後ろに一五、六人の男達が出てきました。トランシーバーを持っている男もあり、その風体から一見して私服と判断できました。一五分程で食事を済ませ、一階に降り、地下鉄花園駅に向おうとすると、今度は、その男達の中の十名程が私達の一五、六メートル後をつけてきました。私達がガードを抜け、四条ヶ辻公園に來た所で走り出すと、その男達も同じ様に走り出しました。萩之茶屋商店街の一本北寄りの通りに出た所で一旦止まり、又国道二六号線の方へ向って走り出して花園町駅につきました。

駅で私達が切符を買っていると、追いかけて來た男達の中の先についた三人は切符を買わず、私達より先に改札口を通りました。五分程待つと電車が入り、私達は一

両目の後部ドアから、男達は前の方から乗り込みました。大園町駅で私達は御堂筋線に乗り替える為、一二人全員降りました。彼らは電車の進行方向側五、六メートルの所に五人程、反対側に二、三人という態勢を取りました。

私達とその二人の男がすぐ向い合うような形になり、私の前には、サングラス、腹巻、スリッパをはいた一六五センチ位の男Aが來ました。

私は、「お前ら何や、ボリやろ。関係ないやないか、帰れ」と言い、皆の方を振り向くと、Aは私の左足のつけ根を右ヒザで押し出すように蹴り上げ、両手で私の肩を皆の方へ突くように押しました。私は振り向くと同時に、左手でAの胸を押し返し、「お前、何するんや」と言ったら、Aは右こぶしをなぐるようにかまえました。

しばらくして電車がはいり、私が皆の最後から乗り込むとすると、Aは私の背中を押しました。そしてAのそばに最初からいた一メートル八〇ぐらい、ガツシリした顔にあばたがあり帽子をかぶった男Bは、Aと同じように誰かを押していました。

AとBは私達の後から乗ったのですが、回り込むように反対側のドアの方へ行きました。他の男達四、五人は

同じ両の前扉から、残りは後扉から乗りました。

電車が動き出すと、すぐ口論が始まり、私は、「お前ら、ポリやろ」と言うと、Aは、「ちがうわ」と言い、誰かが「何処の者だ、鈴木組か」と言うと、Bは「何処でもええわ」と答えていました。上田さんが、そばにいた乗客に「こいつら警官なのにこんなことするんですよ」と言うと、Bは「他にはたくさん人がいるんやから、そんなことを言うな」と言っていました。私がまた、「ポリやろ、ポリ公帰れ」というと、Aがいきなり右こぶしで私の向って右マブタ下をまっすぐなぐりつけてきました。私は、「何をするんや」と抗議をしたけれども、中野君達が止めたので手は出しませんでした。その時、又Aはサングラスをはずし、なぐるかっこうを二回しました。

私は頭にきたが、皆が挑発だということでガマンしました。中村君が、Aに向って、「告訴するぞ」と言うと、Aは「やってみろお」と答えていたようです。

本町駅につき、中央線に乗り替える為ホームへ向う途中で、A、Bは私達の後に下がり、ホームに着いた時にはもういませんでした。「以下十行略」以上』
この陳述書を見ても、どんなに西成署大阪府警察官

がしぶとく、実にしぶとく、本当に何とも言えない、人間として恥ずかしくないかと思うような破廉恥なことでやってゐる。我々に何とか、軽犯罪でもいい、何か犯罪を犯させて別件でもいいから逮捕しよう、そのように絶大なる努力をしていた。これはもし、西原功君や別の誰かが正当防衛的になぐりかえしたりしようものなら、すぐに逮捕したいという、全く汚いやり口を、西成署・大阪府警は今や法律のらち外にあるほどまでに、法を犯してまで行つたのである。

第六、だが、西成署・大阪府警のやり口は、その努力にもかかわらず破算してしまつた。実は一体共犯關係を裏づける証拠もなければ、われわれ被告がそこに実際にいたという証拠さえも検察官は持っていないのではないかと疑わざるを得ない。この疑いは、本件捜査のズサンさと不当を、まったくものすこいまでの程度を示して余すところがない。

六月二八日夜、友人達の逮捕に関して釈明を求めることと抗議のために西成署におもむいた宮本真一君は、その抗議の場である署内で逮捕状が出ていることを告げられ、逮捕された。

宮本君は事件当日はもちろんのこと、さかのぼること三週間、東京・山谷地区で働いており、新聞で事件を知り、一週間後に帰阪したのである。

五月二八日の事件を東京で新聞によってしか知り得なかった彼が、一体どうして同日釜ヶ崎にもいることができたのであろうか。

彼の親しい友人が、すぐに宮本君の映っている写真をもつて上京、彼が上京中宿泊していた東京・荒川区の簡易宿泊所（ドヤ）の管理人から宿泊していたことの証明をもらってきたのである。しかし、このこととは別に、宮本君の別の友人と市会議員である内村作次氏とが、誤認逮捕であるから釈放せよ、と抗議に出かけたため宮本君は釈放されるに至った。

しかし、こういった形で釈放は、決して彼自身の望むところではなかったのである。宮本君は、この誤認逮捕がみんなの役に立つのならば起訴されてもかまわない、いやできるだけ起訴されることさえ望んでいたのであった。取り調べに對しても、彼は釈放されないことを覚悟のうえ完全黙秘を貫いていたのである。

このような方法を取ることによつてしか西成署・大阪府警を糾弾することができない、わが労働者の恨みを知

るべきである。またこのように恨まれるまでに悪徳を続けている西成署・大阪府警の実態を知るべきであろう。

このことは何を意味するであろうか？

このことは、我々に対する逮捕には、当日被疑者とされている者が、どこにいたのかさえも確認されないまま行われていたことを意味していないか？

そしてそのことは、ここにいるわれわれ被告が、当日どこにいたのかについてもまた作文しか持っていない檢察側の証拠の比重を物語るものではあるまいか。馬鹿馬鹿しいといえどもあまりに馬鹿馬鹿しい。権力の濫用といえば空恐しいほどの濫用ではないだろうか。

ここにいる持永被告は取調べ官に言われた。「事件現場にいたかいなかったんか、それだけでも教えてくれたっていいだろう」そのことさえも彼らは知らなかったのである。だが果たして、このような無茶苦茶は、この宮本・持永両君の場合にかぎらない。

六月二八日に逮捕された田中儀夫君は、釜ヶ崎の長船というドヤに当時泊っており、当日事件発生時には彼の部屋でまだ寝ていたのである。このことは田中君の部屋の隣に泊っていた人が確認している。

もう一人の確認者は同じ長船に泊っていた彼の友人で

ある。その友達はいったんセンターに出かけたが、当日は仕事に行かず、ドヤに帰ってみると田中君はまだ寝ていたのである。そんな彼が起きてセンターに出かけたのは、事件もほぼおさまった八時近くのことであり、センターに向って歩いている彼を被告の一人妹尾君の奥さんが目認している。

田中君は取り調べに対し、一貫して「ドヤで寝ていた」と主張し続けたにもかかわらず、七月九日まで拘留されたのである。しかも、あるまいことか逮捕の後になって、西成署・大阪府警はドヤに聞き込みに行っているのである。

本件被疑事実を確認する作業は、東京まで行って確認する労を取らなかつたばかりか、釜ヶ崎の西成署から百メートルほど離れていないドヤに確認する労さえも取られていないのである。

このように本件捜査の証拠は極めてズサンであり、この証拠の不充分さを、無茶苦茶な逮捕と、逮捕中の取り調べという密室を利用してなされた作文性をまぬがれないのである。

第七、本年六月一二日、永島高志君は逮捕されたが、事

件後一年以上にもおよぶ空白期間は何を意味しているのか。

この間、永島高志君は釜ヶ崎におり、逃げもかくれもしていなかった。これは本件事件が、西成警察の好きなときに、逮捕、捜索する名目として利用され続けていることを意味している。

本件事件、否、当作文はここまで権力の弾圧としてあつかましくあつかましく利用され続けているのである。右のとおり陳述した。

昭和四八年九月一三日

(42)

日本寄せ場學子△△年報

「寄せ場」 第一号

特集・流動する下層労働者その現状と未来
発行・日本寄せ場学会・販売・現代書館

現代日本の差別

釜ヶ崎・野宿者・死に追いやる差別 明石書店刊

意見陳述（四）

陳述者 西原 功

各被告人を代表し、私達が逮捕されてどんな取り調べをされたか、について述べたいと思う。

憲法三八条に黙否の権利がうたわれています。

私の取り調べ官は、「言いたくなければ言わなくていい」とまず取り調べの初めに言いました。そう言ったんですが、現実の取調べではどうかと言うと、言われたように黙っていると取り調べ官は非常に怒るというんですか、感情を露に表わしてくるのです。

どういうことをするかというと、一メートル足らずの机に向いあっている所で、いきなり、ワツと、手を目の前に持ってくるのです。ワツとね。ワツと言うんです。そういうことが現実にされており、それは一回ではなく何回も何回もされるわけです。定期的にかといえ、そうではなくて、いつやるかわからない。ウワツとやるわけです。

例えば裁判官、ここから離れていますけれども、ウワツと、こう目の前でやられると、微々というんですか、精神的に非常に圧迫されるわけです。はじめは、「しゃべらなくていいんだ。黙否していい」と言う。しかし、しゃべらないでいると感情を露に出してきて、そういう中でワツとやる。

何故こういうことをするかというと、これは明らかに私の身体に危害を加える行為であり、威勢であるから、そういう行為を示して自白を強要する。明らかに拷問であると考えます。

更に取り調べ官はこういうことを言いました。「お前出たいだろ、黙っていたら出られないぞ。こんな不自由な生活いやだろう、いやだったらしゃべれ」

現実に誰でも身体を拘束されるのはいやなことです。どんな人間でもそうだと言えます。被疑者というのは勾留されている訳です。現実に勾留しているの裁判官ですが、その間の勾留の請求というのは検察官によってなされる訳です。

こういうことを言うのは、水を欲しがっている人間の

目の前に水を垂らして、「何々をせよ」というのは「黙ってたら、出られないんだぞ」ということです。言わなければ出られない。これも明らかに自白の強要以外にないと思います。

次にこれも私に関するのですが、私は煙草を一日に一箱以上吸うわけですが、「煙草を買って来てくれ」と、取り調べ官に言ったのです。すると取り調べ官が、「何ぬかしとんじや。俺はお前の小使いちゃう、ちゃうんじや、なめるな」そう言つて私に煙草を買つてきてくれなかつたのです。取り調べ中ですから一メートルも離れていないところで取り調べ官は煙草を吸うから、私も煙草を非常に吸いたいです。先程言つたように、ところが取り調べ官は非常に怒っている。そして私が「煙草を買つてきてくれ」と言つと「おれはお前の小使いじゃない」と言う。それがものすごく遠い所かと言つと、そうではなくて署内に自動販売機があるのですが、それでも買つてきてくれない。取り調べ官は言います。「ほしかつたらやるぞ、やるぞ」

私は、言わば、他人の煙草をもらつてしかすることができません。それも取り調べ官の持つてゐる煙草をもらつてしか吸うことができないし、吸うということは非常

に屈服を味わなければ自分で煙草を吸うことができない。私は六月二八日朝、逮捕されたのですが、勾留尋問の前までにわずかに二本しか吸つていないのです。警察官の氣に入らないことをやっている、それは何もしやべらないと、そういう待遇をされてしまう。これもどう考えても、明らかに拷問である。現実に、具体的には私ですけれども、そういうことが皆にされている。この鈴木組事件だけではなくて、釜ヶ崎労働者に対して、警察官がこういうデタラメなことをやっているのです。

次に先程も宮崎君の方からも言いました新聞のことですが、私の勾留中に読売新聞が、私が全面的に自供した、ということを書いているのです。私は一切、警察官及び警察官の示す被疑事実を認めたこともないし、一切供述もしていません。それにもかかわらず、デタラメな記事が載つた。当然、私の取り調べに関するところだから、警察官が検察官しか知らないはず。それが載るといふことは、意図的にやつたとして考えられません。

罪の確定というのは裁判で判決が言い渡されなければならぬわけですから。親、あるいは友達、そういうものが私の日常生活の中にあります。そういう人達は、私は非常にまじめで、立派で、今の法律がたとえ間違つていて

も絶対に犯すような人間じゃない、そういう風に彼らは思っているのです。そういう人が多いわけです。それに對して、一方で新聞では「被疑事実を認めた」「罪を犯した」というような報道がなされる。

それは親、あるいは友達と私との信頼関係を絶ち切るものである。そういう物を失わせるものである。これはお金とか物とかの財産、そういうものとは代えがたい非常に貴重な私の財産なのである。

取り調べ官でしかわからないことが、そういうものとして新聞記事になっている。一つには取り調べ中に、すでに述べたようなことを現実にされている。

次に妹尾君の場合ですが、妹尾君には可愛らしい奥さんと、女の児、二人の間にできた子供がいます。そういうことがあって、警察官は取り調べの中で、彼にどういう事を言うかという、「子供や女房に会いたかったら言わな会われへんぞ、言わな出られへんぞ」そういうことを言うのです。誰でも奥さん、家内と言うんですか、あるいは自分の子供に非常に会いたい訳です。それに彼の場合は、奥さんと子供がいるわけですから、その生計をたてているのも彼である訳です。それが出られないと言ふことは、要するに収入の糧を奪われることになりま

す。「そういうことがずっと続くぞ。出なければ、子供に会いたければ言え」そういうことが言われているのです。

こういうことを、今ここに、このような形で皆の前で公開で私が言えるのですけれども、取り調べというのは小さな部屋で、警察官と被疑者、そういう形で、全く暗黒の世界と言うんでしょうか、そういう中でなされる。一人者以上に妹尾君の場合は子供、妻というものを拷問の道具にしている。

宮崎君の場合、彼は逮捕当時、南京虫に非常に噛まれていました。非常にかゆい。かいたあとの血や液が出て、肌着についてしまう。「洗濯させてくれ」と言っても、洗濯する時間がない。取り調べはどんなことをやっているかという、「お前、黙っとくんやったら黙っとけ」いすにずっと座らせられて身動きもできないまま、何も聞かず、どういう尋問もされなかった。

そして彼は父親に会いたくなく、警察官に会いたくないと言っているのに無理矢理会わしたりしている。ダメしてやった訳です。

色々あるのですが、どれ一つとってみても、我々に對して全く人間扱いしていない。非常に、極めて許されな

い行為である。それは鈴木組以上に、鈴木組が釜ヶ崎労働者に行つた行為以上に絶対に許されるものではない。

西成の怒りは あたりまえなのだ！

「警察の労働行為介入が発火点」

五月二五日から三十日にいたる六日間の西成闘争は単なるうつぶん暗しでは決してありえず、自らの生活を脅かし、人権をじゅうりんする行政当局―悪徳業者―西成署に対する怒りと憎悪に根ざすものであった。このことは事件の経過を追つてゆくうちに明らかにされよう。

二五日の事件の発端について全港灣建設支部西成分会発行の『大阪城』（五月二六日付）は次のように語っている。

「昨日（二五日）の四時半、ピンハネセンター（愛隣総合センターのこと）で夜勤をまっていたらタツミ商会の車がきて数人の労働者を乗せ、札を渡したところがあるあとで、タツミ商会は顔付けの者をのせて、最初の数人をおろそうとした。これは明らかな契約違反である。それですぐに組合の人間が中心になって、

そのように考えます。

抗議したら、タツミ商会の車は逃げてしまった。

いつもやったらこれでしまいだ、この時はみんなが団結していたので、すぐその場にいた労働者が結集して、センターを通じタツミと話をして、築港のタツミ商会に一五〇名でもって団交に行つた。

四時間近い交渉の末、タツミは自分の誤りを認め、参加した全員に単価の六割二、一〇〇円を支払つた。これは当然のことである。

ところが、ところが、帰ろうとしてビックリ。交渉の中に、帰り道にポリ公を西成警察が入れやがった。

朝潮橋に機動隊が二個中隊。

俺たちは怒った。手配師を一人もパクらんくせに、俺たち労働者を弾圧しようとする、税金ドロボー機動隊、警察、せやからすぐ西成警察に文句をいいにいったら、即座に仲間をつかまえよつた。

なあ、みんな怒るのがあたりまえやないか！ なんと警察が労働争議に介入せなならん（七三頁に続く）